

## 久留米市国民健康保険生活習慣病重症化予防業務委託仕様書

### 1 目的

本業務は、久留米市国民健康保険の被保険者に対して生活習慣病予防のための業務を実施することにより、被保険者の健康の保持、増進、QOLの維持を図り、あわせて医療費の適正化を図ることを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

### 3 履行場所

受託業者事務所他

### 4 業務内容

受託者は、以下の業務を実施すること。なお、業務内容の詳細については、別添を参照すること。

- (1) 糖尿病治療中断者への受診勧奨（別添1）
- (2) 糖尿病・高血圧・脂質異常症未受診者への受診勧奨及び保健指導（別添2）

### 5 受診勧奨の手法

文書および電話にて勧奨する。電話の場合は同一人に5回以上架電し、不通の場合は、対応終了とする。詳細については、別添を参照すること。

### 6 保健指導の内容

- (1) 保健指導従事者の要件は管理栄養士、保健師等で特定保健指導従事資格に準ずる者とする。
- (2) 保健指導は対象者本人に対して行う。
- (3) 保健指導に必要な書類について、受託者は久留米市が使用している様式または他市や先進地の事例を参考に、対象者の行動変容につながるものを使用するものとし、受託者と久留米市で協議のうえ、作成する。
- (4) 保健指導の機会を活用し、久留米市が実施するその他の保健事業についても情報提供を行い、事業間の十分な連携を図り対象者の健康づくりを支援する。
- (5) 対象疾患だけでなく、その他のリスク、既往歴等についても総合的なアセスメントを行い、各学会のガイドラインに基づきアプローチする。
- (6) 生活習慣病予防に関する情報提供及び保健指導において、対応が困難な場合等は、発注者と連携する。

### 7 データ伝送

久留米市は、レセプトデータや特定健診データなど業務履行に必要なデータを受託者に提供するものとする。なお、提供データの詳細については別添1及び2を参照すること。また、データ伝送については、個人情報の取扱いの観点からLGWAN回線もしくは閉域網

回線のみ利用可とし、必要な回線については受託者で準備すること。

## 8 文字フォント

久留米市が受託者に提供する氏名・住所等情報の文字フォントは、「行政事務標準文字(MJ+)」を使用する。受託者は、宛名印字において当フォントに対応するものとする。

## 9 個人情報の保護について

- (1) 受託者は本業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務の終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報を市の指示する目的以外に使用してはならない。また、本業務により知り得た内容を第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本業務を実施するため個人情報を複製する場合は、久留米市の許可なく複製してはならない。久留米市の許可を受けて複製したときは、本業務終了後に受託者に返却しなくてはならない。

## 10 その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、この仕様書に定めていない事項についての検討が必要な場合は、随時、久留米市と相談のうえ決定し、本業務の実施に支障が出ないようにすること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

## 糖尿病治療中断者への受診勧奨

### 1 対象者

基準年度に糖尿病の治療を受けていたが、同年度に久留米市国民健康保険特定健診を受診しておらず、直近一定期間の受診歴がない者。

なお、基準年度については、令和7年度もしくは8年度とし、業務開始前に久留米市が受託者に示すものとする。

### 2 業務内容及び実施方法

#### (1) 対象者の抽出

受託者は、久留米市が提供するレセプトや特定健診データ等を用いて分析し、糖尿病が重症化するリスクの高い対象者を抽出する。

- ① 治療中の行動パターン等(例:毎月受診している、2～3ヶ月間隔での受診など)を分析したうえで、その結果をもとに治療中断していると判定される者を対象者として選定する。
- ② 治療中断者を判定する方法は、医療費分析技術等を用いて医薬品・検査などの診療行為の有無まで精査するなど、事業目的を踏まえ、勧奨対象者の適切な判定に資する手法を用いるものとし、受託者と久留米市で協議のうえ、決定する。
- ③ 対象者として適切でない患者(精神疾患や難病、がん患者等)については、受託者にて予め除外するものとする。

#### (2) 対象者の確定

受託者は、(1)で抽出した対象者について、優先順位の高い対象者の判定が可能なリストを作成し、久留米市へ提出する。

受託者は、当該リストに対し、久留米市が追加で対象除外等の調整を求める事項に対応し、受託者と久留米市で協議のうえ、対象者リストを確定させる。

#### (3) 受診勧奨業務

##### ① 受診勧奨通知の作成

受託者は、医療機関の適切な受診を促す訴求力の高い受診勧奨通知案を作成のうえ、久留米市へ企画・提案するものとし、受託者と久留米市で協議のうえ、通知内容を確定する。

なお、糖尿病のレセプトはあるが、HbA1cの検査歴しかなく、糖尿病と診断されたことはない対象者が一定数いることが想定されるため、レセプトの薬剤処方履歴により、受託者は、以下のとおり2種類の受診勧奨通知物を作成すること。

ア 薬剤処方履歴あり：医療受診勧奨を主な目的とした通知物

イ 薬剤処方履歴なし(定期受診または検査履歴がある方)：医療または特定健診受診勧奨を主な目的とした通知物

また、受診勧奨通知とあわせて、医療機関受診等の意向を確認するアンケート調査を実施するため、当該アンケート調査様式について、受託者と久留米市で協議のうえ、内容を確定する。

## ② 受診勧奨通知の送付

受託者は、受診勧奨対象者に対して郵送により受診勧奨通知等を送付する。

なお、封入用封筒については、受託者が作成し、久留米市が承認したものを使用すること。また、郵送にかかる費用については、受託者が負担するものとする。受診勧奨通知の送付における同送物は以下のとおりとする。

ア) 受診勧奨通知（受託者作成）

イ) アンケート（受託者作成）

ウ) 返信用封筒（久留米市が準備し、受託者に提供）

## ③ 受診勧奨実施回数等

受診勧奨通知の送付は、当年度の勧奨対象者に対して年度内に2回行うこと。

また、その送付時期については、受託者が久留米市に企画・提案するものし、受託者と久留米市で協議のうえ、決定する。

## (4) アンケート調査結果の集計

久留米市が返信用封筒にて回収したアンケート回答用紙を受託者に提供する。

受託者は回答結果の集計を行い、久留米市に結果を報告するものとする。

また、アンケートによる受診意向確認の結果、受診勧奨通知の対象外とすべき者については、受託者と久留米市で協議のうえ、勧奨通知対象外とする。

## (5) 効果測定

受託者は、受診勧奨の結果、医療受診や特定健診受診につながった対象者について、久留米市が提供するレセプトデータ等から判定し効果測定を行うこと。

効果測定後の実績報告内容には、業務全体の実績に加え、勧奨対象者毎に勧奨状況や勧奨後の受診結果などの個別情報が網羅された内容を盛り込むものとし、受託者は具体的な報告項目や内容を明示した報告様式等を久留米市に企画・提案し、受託者と久留米市で協議のうえ、詳細を決定するものとする。

## 3 想定業務量

受診勧奨通知件数の上限は以下のとおり予定する。

あくまで予定数のため、増減があった場合には、久留米市の指示に従い対応すること。

- ・令和8年度糖尿病治療中断者受診勧奨通知件数 : 220件
- ・令和9年度糖尿病治療中断者受診勧奨通知件数 : 220件

## 4 提供データ

### (1) レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイル CSV データで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルを提供する。

- ・医科・・・「21\_RECODEINFO\_MED.CSV」
- ・DPC・・・「22\_RECODEINFO\_MED.CSV」
- ・調剤・・・「24\_RECODEINFO\_MED.CSV」

### (2) 特定健診データ

- ・特定健診受診者 CSV ファイル・・・「FKAC131」
- ・特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル・・・「FKAC163」
- ・特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル・・・「FKAC164」

(3) 被保険者データ

原則として以下のデータ項目が含まれたファイル（CSV）を提供する。項目内容の詳細については、受託者と久留米市で協議のうえ、決定する。

- ・氏名、氏名カナ、性別、生年月日（西暦）、保険者コード、記号、番号、資格取得年月日、資格喪失年月日、郵便番号、住所、宛名番号、枝番

(4) その他事項

- ・業務を実施するうえで本仕様書に定めのないデータが必要になった場合、受託者と久留米市で協議の上、提供の可否を検討するものとする。
- ・なお、提供データのフォントは、「行政事務標準文字（MJ+）」を使用するため、外字フォントファイルは提供しない。

5 業務実施スケジュール等

久留米市が「4 提供データ」を受託者に提供できる時期及び久留米市へ事業効果の測定・実績を報告する時期等を踏まえ、受託者は、本業務履行期間中の詳細な業務実施スケジュールを久留米市に企画・提案し、受託者と久留米市で協議のうえ、確定させるものとする。

「4 提供データ」の提供可能時期、各年度の事業効果測定・報告時期については以下のとおりとする。

(1) 「4 提供データ」の提供時期

項番	データ種類	提供時期
1	レセプトデータ（医科・歯科・DPC）	各月上旬（前々月までのレセプトデータ提供可）
2	特定健診データ	各月上旬（前々月までの特定健診データ提供可）
3	被保険者データ	年度当初（勸奨対象者確定時にあわせて提供可）

(2) 事業効果の測定・報告時期

報告内容	対象年度	報告時期
・実施状況報告（勸奨対象者、勸奨実施者等） ・勸奨結果報告（勸奨後の受診確認結果等） ・その他業務実施状況報告	令和8年度	令和9年3月中旬 ※年度計の報告は、令和9年6月下旬まで
	令和9年度	令和10年3月中旬

※効果測定後の実績報告内容及び報告様式等については、受託者と久留米市で協議のうえ、決定するものとする。

※報告内容は、国民健康保険保険者努力支援制度交付金事業（事業費分・事業費連動分）の実績報告資料とするため、期日までに受託者は事業報告を行うこと。

※令和8年度業務分は、令和9年3月中旬の報告時期までに判明した結果等について報告するとともに、年度末までの実績を取りまとめのうえ令和9年6月下旬までに報告すること。

## 糖尿病・高血圧・脂質異常症未受診者への受診勧奨

## 1 対象者

(1) 前年度特定健診結果において、以下の①～③のいずれかに該当する者

- ① 空腹時血糖 200mg/dl 未満かつ HbA1c7.0%～7.9%で以下の全てに該当する者
  - ・尿蛋白-または±
  - ・血糖降下薬の服用「なし」(特定健診の質問票から把握)
- ② III度高血圧(収縮期血圧が 180mmHg または拡張期血圧が 110mmHg 以上)の者
- ③ LDL コレステロールが 180mg/dl 以上かつ以下のいずれかに該当する者
  - ・高血糖:空腹時血糖 126mg/dl、随時血糖値 126mg/dl、HbA1c6.5%以上
  - ・高血圧:収縮期血圧 130mmHg 以上または拡張期血圧 80mmHg 以上
  - ・低 HDL:HDL コレステロール値 40mg/dl 未満
  - ・特定健康診査の質問票で喫煙ありと回答

## 2 業務内容及び実施方法

(1) 対象者の抽出

受託者は、久留米市が提供するレセプトや特定健診データ等を用いて分析し、生活習慣病が重症化するリスクの高い対象者を抽出する。

- ① 「1 対象者」に定める久留米市が指定する基準の該当者で、レセプトデータにおいて対象疾患に関連する医療機関受診がない者を対象者として選定する。
- ② 対象者として適切でない患者(精神疾患や難病、がん患者等)については、受託者にて予め除外するものとする。

(2) 対象者の確定

受託者は、(1)で抽出した対象者について、優先順位の高い対象者の判定が可能なリストを作成し、久留米市へ提出する。

受託者は、久留米市が追加で対象除外等の調整を求める事項に対応し、受託者と久留米市で協議のうえ、対象者リストを確定させる。

(3) 受診勧奨業務

① 受診勧奨通知等の作成

受託者は、医療機関の適切な受診を促す訴求力の高い受診勧奨通知案を作成のうえ、久留米市へ企画・提案するものとし、受託者と久留米市で協議のうえ、通知内容を確定する。

また、受診勧奨通知とあわせて、医療機関受診等の意向を確認するアンケート調査を実施するため、当該アンケート調査様式について、受託者と久留米市で協議のうえ、内容を確定する。

② 受診勧奨通知等の送付

受託者は、①で確定した内容に基づき、受診勧奨対象者に対して郵送により受診勧奨通知等を送付する。なお、封入用封筒については、受託者が作成し、久留米市が承認したものを使用するものとする。また、郵送にかかる費用については、受託者が負担するものとする。

受診勧奨通知の送付における同送物は以下のとおりとする。

- ア) 受診勧奨通知（受託者作成）
- イ) アンケート（受託者作成）
- ウ) 返信用封筒（久留米市が準備し、受託者に提供）

③ アンケート調査結果に基づく簡易保健指導

久留米市は回収したアンケート回答用紙について、受託者に提供する。受託者はアンケート調査結果を集計し、結果に基づき、対象者に応じた必要な保健指導並びに受診勧奨を電話にて実施する。

なお、保健指導並びに受診勧奨については、保健師・看護師等専門職が行うものとする。

④ 受診勧奨実施回数等

受託者は、「2 業務内容及び実施方法（1）及び（2）」により、原則として毎月、勧奨対象者のリストを確定させ、受診勧奨通知を送付するものとする。なお、令和8年度勧奨については、令和8年8月以降実施とする。

また、受託者は、受診勧奨通知を送付後一定の期間において、電話番号判明者に対しては電話による再勧奨を行い、電話番号不明者に対しては文書による再勧奨を行うものとする。再勧奨の実施時期及びスケジュールについて、受託者は受診行動に繋がりがやすい最適な勧奨時期等を考え、久留米市に企画・提案するものとし、受託者と久留米市で協議のうえ、決定する。

なお、電話による再勧奨において、同一人に5回以上架電した結果不通の場合は対応終了とする。ただし、接触率向上のために相応の工夫を凝らすものとし、受託者は、具体的な手順等を久留米市に企画・提案し、受託者と久留米市で協議のうえ、決定する。

(4) 効果測定

受託者は、受診勧奨の結果、医療機関受診につながった対象者について、久留米市が提供するレセプトデータ等から判定し効果測定を行うこと。

効果測定後の実績報告内容には、業務全体の実績に加え、勧奨対象者毎に勧奨状況や勧奨後の受診結果などの個別情報が網羅された内容を盛り込むものとし、受託者は具体的な報告項目や内容を明示した報告様式等を久留米市に企画・提案し、受託者と久留米市で協議のうえ、詳細を決定するものとする。

3 想定業務量

受診勧奨通知件数及び簡易保健指導件数の上限は以下のとおり予定する。

あくまで予定数のため、増減があった場合には、久留米市の指示に従い対応すること。

- ・ 令和8年度糖尿病・高血圧・脂質異常症未治療者
  - 文書による受診勧奨通知件数（再勧奨含む） : 400件
  - 電話による簡易保健指導件数（電話再勧奨含む） : 200件
- ・ 令和9年度糖尿病・高血圧・脂質異常症未治療者
  - 文書による受診勧奨通知件数（再勧奨含む） : 400件
  - 電話による簡易保健指導件数（電話再勧奨含む） : 200件

4 提供データ

(1) レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイル CSV データで、厚生労働省の「オンライン又

は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルを提供する。

- ・医科・・・「21\_RECODEIFO\_MED.CSV」
- ・D P C・・・「22\_RECODEIFO\_MED.CSV」
- ・調剤・・・「24\_RECODEIFO\_MED.CSV」

(2) 特定健診データ

- ・特定健診受診者 CSV ファイル・・・「FKAC131」
- ・特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル・・・「FKAC163」
- ・特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル・・・「FKAC164」

(3) 被保険者データ

原則として以下のデータ項目が含まれたファイル（CSV）を提供する。項目内容の詳細については、受託者と久留米市で協議のうえ、決定する。

- ・氏名、氏名カナ、性別、生年月日（西暦）、保険者コード、記号、番号、資格取得年月日、資格喪失年月日、郵便番号、住所、宛名番号、枝番

(4) 電話番号データ

- ・久留米市作成の任意様式、対象者及びその電話番号が分かるもの

(5) その他事項

- ・業務を実施するうえで本仕様書に定めのないデータが必要になった場合、受託者と久留米市で協議の上、提供の可否を検討するものとする。
- ・なお、提供データのフォントは、「行政事務標準文字（M J +）」を使用するため、外字フォントファイルは提供しない。

5 業務スケジュール等

久留米市が「4 提供データ」を受託者に提供できる時期及び久留米市へ事業効果の測定・実績を報告する時期等を踏まえ、受託者は、本業務履行期間中の詳細な業務実施スケジュールを久留米市に企画・提案し、受託者と久留米市で協議のうえ、確定させるものとする。

「4 提供データ」の提供可能時期、各年度の事業効果測定・報告時期については以下のとおりとする。

(1) 「4 提供データ」の提供時期

項番	データ種類	提供時期
1	レセプトデータ（医科・歯科・DPC）	各月上旬（前々月までのレセプトデータ提供可）
2	特定健診データ	各月上旬（前々月までの特定健診データ提供可）
3	被保険者データ	年度当初（勸奨対象者確定時にあわせて提供可）

(2) 事業効果の測定・報告時期

報告内容	対象年度	報告時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況報告（勸奨対象者、勸奨実施者等）</li> <li>・勸奨結果報告（勸奨後の受診確認結果等）</li> <li>・その他業務実施状況報告</li> </ul>	令和8年度	令和9年3月中旬 ※年度計の報告は、令和9年6月下旬まで
	令和9年度	令和10年3月中旬

※効果測定後の実績報告内容及び報告様式等については、受託者と久留米市で協議のうえ、決定するものとする。

※報告内容は、国民健康保険保険者努力支援制度交付金事業（事業費分・事業費連動分）の実績報告資料とするため、期日までに受託者は事業報告を行うこと。

※令和8年度業務分は、令和9年3月中旬の報告時期までに判明した結果等について報告するとともに、年度末までの実績を取りまとめのうえ令和9年6月下旬までに報告すること。